

群会議の話題

無料法律相談会

申込みは組合までTEL03(3362)2161

7月20日(月) / 8月はお休みです

No371号(2020年7月9日) 東京土建新宿支部

時間は13:30~16:00(一コマ30分)

引き続きコロナのご相談は組合へ!

コロナの影響で、収入や売上が減少して困っている組合員の個別相談に全力をあげています。刻々変わる公的制度の最新情勢などを踏まえ、手続きのお手伝いなど相談対応を行っています。☆支部事務所へご相談下さい。

国の第二次補正予算で下記制度が新設

「家賃支援給付金」(事業に掛る地代・家賃)

[対象] 5月~12月の売上減少が、1カ月で前年同期比50%以上または、連続する3カ月で前年同期比30%以上の場合。

[給付額]

支払賃料の3分の2、給付月額6か月分
法人最大600万円、個人事業最大300万円
7月14日からオンラインで受付開始されます。

「休業支援金」(事業主の指示による休業)

4月1日~9月30日の休業。雇用調整助成金申請(事前に休業手当立替)ができない中小企業で、休業手当が支給されない場合、本人申請で平均賃金の約8割が支給される制度。7月10日から郵送で(追ってオンライン)申請受付開始。

改正民法が4月1日より施行

請負工事(下請含む)の対策は必須です!

ポイントは次の3点です

- ①今までの「瑕疵」から「契約不適合」に変更
- ②口約束等の工事はリスク。責任期間が5年・10年に。(契約書・保証書で期間の短縮対策を!)
- ③個人保証人の保護するため、根保証の上限額を定めないと無効に。

全建総連のHPに、解説パンフレットと「工事請負契約書」及び「工事請負約款」のひな形がアップされていますので、ご覧の上ご活用下さい。
☆支部で9月頃学習会を計画しご案内致します。

組合事務所閉所について

8月3日(月)午後は書記局会議のため、事務所を閉めさせていただきます。※ご不便をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い致します。

【厚生年金手続きの変更点・注意点】

コロナ特例による保険料の納付の猶予

厚生年金保険料の納付猶予の特例が設けられました。前年同時期に比べて20%以上売上減少(2月以降任意の期間一月以上)の事業所を対象に、延滞金・担保なしで1年間納付猶予(待ってもらう)ことが可能です。手続きは、年金事務所へ事前の申請が必要です。

コロナ特例による標準報酬月額の特例改定

休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定可能となりました。

※雇用調整助成金が休業手当の10割支給されます。そして、今からでも申請可能なので、そちらとの兼ね合いでご検討が必要です。

標準報酬月額の上限等級が新設されます

今まで最高等級は31等級(620,000円)でしたが、9月1日から32等級(650,000円)が新設されます。法人役員の方など対象となる方はご注意ください。

熱中症に気を付けましょう!

熱中症も職業病(労働災害)です

今年の夏場は、コロナ対策と合わせた熱中症対策が重要です。熱中症は、なつてからの対処ではなく、なる前の予防対策が重要です。熱中症の症状は、目まいや立ちくらみなどの軽度のものから、重くなるとひきつけや意識を失うこともあります。最悪の場合、死に至ることもあり、決して甘くみてはいけません。夏場はこまめな水分補給を心がけ、十分な睡眠と休養で疲労に負けない体づくりをしましょう。仕事での熱中症の治療には労災保険が使用できます。また、ゼネコン現場等で対策が不十分な事例があれば、組合へ情報をお寄せください。★空調服の組合員特別価格での斡旋もありますので、ご活用ください。チラシご参照